

京都大学における個人情報保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第16条 職員等は、個人データの漏えい、滅失若しくは毀損その他の個人データの安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合は、直ちに当該個人データを管理する保護管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた保護管理者は、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じる。また、総括保護管理者に対し事案の状況を速報し、その後速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、報告する。</p> <p>3 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総長に速やかに報告する。</p> <p>4 総括保護管理者は、第2項により受けた速報が、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則に定めるものに該当する場合は、同規則に定めるところにより、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会及び関係省庁に報告しなければならない。</p> <p>5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、総括保護管理者と相談のうえ、当該事態が生じた旨の本人への通知、事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講じなければならない。</p>	<p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第16条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 <u>前4項の規定にかかわらず、医学部附属病院(以下「病院」という。)において管理する患者に関する個人データに係る漏えい等の事案に関する取扱いについては、総括保護管理者が別に定めるものとする。</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第24条 職員等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を総務部法務室に置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>医学部附属病院(以下「病院」という。)</u>に、病院において管理する患者の個人情報の取扱いに関する苦情窓口を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(苦情の処理)</p> <p>第24条</p> <p>2</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>病院に、病院において管理する患者の個人情報の取扱いに関する苦情窓口を置く。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第35号) この規程は、令和5年7月1日から施行する。</p>